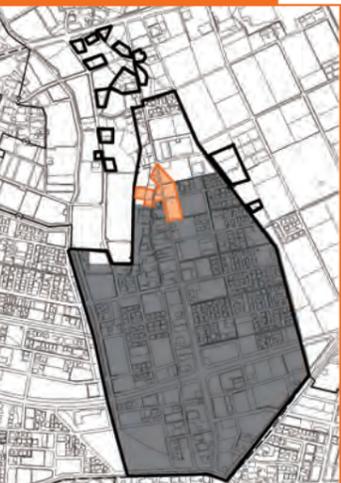


# 下水道供用開始区域が広がりました

6月30日より下記の区域が新たな供用開始区域となり、下水道が使用できるようになりました。該当する区域にお住まいの方や、既に供用開始している区域にお住まいでまだ接続工事をされていない方は、すみやかに下水道への接続工事を行っていただくようお願いいたします。

下水道は、全ての方にご利用いただかなければ、本来の目的である生活環境や公衆衛生の向上と水質の保全を達成することは出来ません。環境改善に向け1日も早い皆様のご協力をお願いします。

### 平島東処理分区



平島町 五反割、脇島の一部

### 平島西処理分区



平島町 大脇、北勘助の一部

### 前新田南処理分区



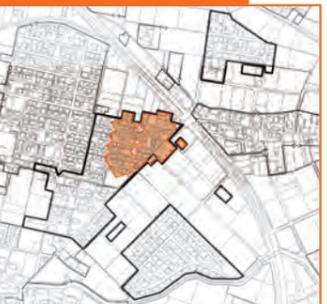
鯛浦町 南前新田の一部、前ヶ須町 勘助走の一部

### 前ヶ須処理分区



前ヶ須町 南本田の一部

### 西中地処理分区



西中地町 中島の一部、荷之上町 六十人、焼田新田の一部

### 荷之上処理分区



荷之上町 六十人、焼田新田の一部

### ポプラ台処理分区



西中地町 五右の一部、東中地 一丁目の一部

凡例  
 新たな供用開始区域   
 既供用区域   
 処理分区

公共下水道への接続工事は、適切な構造の宅内排水設備を設置するために、弥富市指定の下水道排水設備指定工事店の中から業者を選んで施工してください。また、宅内排水設備工事は各個人負担となります。各家庭の現場条件によって工事に係る費用が異なりますので、指定工事店と工事内容を十分にご相談のうえ、見積書の内容を確認して工事を進めていただくようお願いいたします。

現在の供用開始区域の詳細および指定工事店一覧は、下水道課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ先  
市役所下水道課(内線245・246)



# 7月のお知らせ

information

お知らせします

第三者行為による傷病で国民健康保険を使ったら届け出を!!

第三者(自分以外の人)によるケガや病気についても、届け出により国民健康保険で治療を受けることができます。保険証を使って治療を受ける時は、必ず届け出を提出してください。相手のいない事故(自損事故など)の場合も、届け出が必要です。なお、自損事故で飲酒運転や無免許運転などの悪質な交通法令違反の場合は、給付対象にはなりません。この届け出を怠ると、国保税で賄われている国保が損害を受けますので、速やかに届け出てください。

▼届出方法  
次の書類と保険証、印鑑、個人番号(マイナンバー)を持参の上、市役所保険年金課へ届け出てください。

## ▼仮庁舎における配置

仮移転先	移転先配置
図書館棟(本庁舎棟南)	(1階) 宿直室 ※保健センターは変更なし (2階) 税務課 会計課 ※図書館と図書館事務室は変更なし (3階) 市民課 保険年金課 児童課 福祉課 介護高齢課 収納課 ☎65-1111 FAX67-4011 ※市民ホールは仮移転期間中、事務室となりますので、使用できません。
十四山支所	(1階) 副市長室 下水道課 土木課 都市計画課 農政課 商工観光課 環境課 (※地域市民Gと地域福祉Gは変更なし ☎52-2111) (2階) 市長室 秘書企画課 総務課 危機管理課 庁舎建設準備室 (3階) 財政課 監査委員事務局 議場および議会事務局 ☎65-1111 FAX52-3276
総合社会教育センター	(1階) 学校教育課 ☎65-1111 FAX67-0062  ※生涯学習課は変更なし ☎65-0002 FAX65-1777

- ・鍋田支所 68-8001
- ・総合福祉センター 65-8103
- ・総合社会教育センター 65-0002
- ・図書館 65-1117
- ・歴史民俗資料館 65-4355
- ・同報無線確認電話 65-8517
- ※臨時放送の確認ができます。(市外局番 0567)

## 国民健康保険税の限度額が変更になります

平成28年度国民健康保険税の限度額(上限額)が左表のとおり変更となります。なお、国民健康保険税の税率および税額については変更ありません。

区分	平成28年度	平成27年度
医療費分	54万円	52万円
後期高齢者支援金分	19万円	17万円
介護分(40歳以上)	16万円	16万円
65歳未満の方が対象	16万円	16万円

## 福祉医療費受給者証の更新について

毎年8月1日は、各福祉医療費受給者証(子ども医療費受給者証・精神障害者医療費受給者証を除く)の更新日となります。お持ちの医療費受給者証の有効期限をご確認ください。該当者の方には、7月下旬に文書にて通知いたします。

▼問い合わせ先  
市役所保険年金課  
(内線126・127)

## 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

福祉の推進に熱意のある地域の方々が、市長から業務を委託され、

## 配食サービス料金の改定について

市では、高齢者のみ世帯などへの自宅にお弁当を配達するサービスの利用が増加に伴い、給食サービスの利用の増加に伴い、給食サービスの料金も増大しています。そのため、配食サービスの料金を平成28年10月より次のとおり改定させていただきます。

区分	氏名	電話番号
身体障がい者相談員	服部廣美	65-6237
知的障がい者相談員	服部澄代	67-4588

※任期平成28年4月1日～平成30年3月31日

身体障がい者・知的障がい者本人や家族からの相談に応じています。悩みや相談ごとがありましたら、お気軽にお電話ください。